

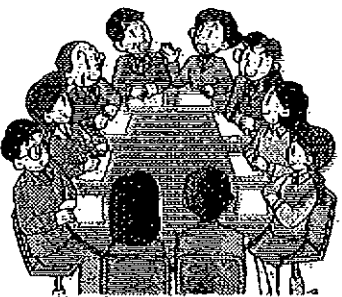
三條民商

三條民主商工会
三條市興野2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2020年1月13日
2402回

消費税申告の学習会

～申告時困らないために！～

消費税が10月1日より10%になり同時に軽減税率(8%)も開始されています。課税業者の皆様さん、申告時1回の相談では、計算は困難です。9月末までの経理の仕方、10月1日からの経理の仕方、消費税の出し方を学習しましょう。



売上を8%と10%に分けて集計し、特に、本則課税の方は、経費を9月末までの8%と、10月1日からの10%・軽減税率の8%を区分して経理・計算することになります。

申告書・付表も非常に複雑です。

課税業者の方も、免税業者の方も出来るだけご参加ください！

とき・・・1月20日 午後1時半～3時

1月22日 午後7時～8時半

ところ・・・民商事務所

記帳会の案内

とき・・・1月18日(土)午前9時半～

ところ・・・民商事務所

とき・・・1月23日(木)午後7時半～

ところ・・・鳥羽プレスさん

第22回婦人部総会

とき・・・1月19日(日)午後5時半より

ところ・・・豊稗まのい

会費・・・5500円

どなた様も参加大歓迎です。お待ちしております。



確定申告の準備をしましょう！

申告の時期が近づきました。社会保険料や生命保険料の控除証明書などを準備しましょう。添付・提出の必要がある物は、紛失した場合、再発行の手続きが必要が必要です。



☆添付・提出の必要があるもの(個人によって異なります)

① 社会保険料(国民年金・国保)控除証明書

国民年金保険料を支払っている方に、昨年の11月初めにハガキ形式で届いています。白地に青色で印刷されています。

② 公的年金等の源泉徴収票

公的年金を受け取っている方に、ハガキ形式で1月中旬から下旬に届きます。白地にエンジ色で印刷されています。

③ 給与や企業年金などの源泉徴収票

④ 生命保険料の控除証明書

一般の生命保険・介護医療保険・個人年金

⑤ 地震保険料の控除証明書

⑥ 医療費の領収書またはハガキ等

年間医療費が合計10万円(所得金額が200万円以下)の場合は、その5%を超えた場合、控除の対象となります。(同一生計家族分も合算可。補てん分除く)



☆添付・提出の必要がないもの

・国民健康保険料の領収書

添付・提出の必要はありませんが、領収書をもとに、どれだけ支払ったのか正確な金額をつかんでおきましょう。

今月の法律相談

とき・・・1月23日(木)午後2時～

ところ・・・民商事務所

工藤和雄顧問弁護士による法律相談を行います。予約が必要ですので事務所までご連絡ください。

